

告 示

埼玉県告示第八百九十号

測量計画機関であるふじみ野市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年八月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

ふじみ野市

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業地域

ふじみ野市全域

四 作業期間

平成二十九年六月二十一日から平成三十年一月三十一日まで